



KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q&A】そうだ、弁護士に聞いてみよう！《民法（債権関係）改正》



(秘書) 今年になってから、民法改正についての報道を見聞きするようになりました。

(稲垣) そうですね。民法の改正については以前から政府の法制審議会で議論がなされていましたが、今年の3月31日に改正法案が国会に提出されました。

(秘書) どんな改正がなされるのですか。

(稲垣) 今回の改正は民法の中でも主に「債権」の分野についてのものです。現在の民法は1896年に制定されたものですが、これまで債権分野については大きな改正がなく、制定以来約120年ぶりの大改正と言われています。改正の内容は非常に幅広いので、ここで全てを説明することはできませんが、今回は消滅時効と法定利率について簡単にご紹介しましょう。

(秘書) 消滅時効というと、現在は原則として10年ですよ。

(稲垣) そうですね。現行法では、債権を行使することができる時から10年で消滅時効が完成します。

改正案では、原則として「権利を行使することができることを知った時から5年間」または「権利を行使することができる時から10年間」とされています。つまり、10年経たなくても、権利行使することができることを知った時から5年が

経過すると時効が完成することになり、時効期間が短縮されています。

他方、現行法では、飲食店の代金や弁護士報酬、医師の診療代等について1年から3年の短期消滅時効が定められていますが、これらは廃止し、5年に統一されることになっています。

なお、この改正に伴い、商法上の商事消滅時効(5年)は廃止する提案がなされており、商事債権についても民法の規定に従うこととなります。

(秘書) 法定利率の方は、どのような改正案なのでしょうか。

(稲垣) 現行法では年5%とされていますが、低金利時代が長く続いている実態に合わないこと等から年3%とし、今後は3年ごとに利率を見直すこと等が改正案の内容となっています。なお、商事法定利率(年6%)については廃止することになっています。

法定利率は遅延損害金の算定や中間利息控除の際の利率として適用されるため、損害賠償請求の場面で大きな影響が出ます。

報道によれば、今回の改正は2018年の施行を目指しているそうです。施行まではまだ時間がありますが、今後も民法改正の動向に注目しましょう。



弁護士
稲垣 洋之
(いながき ひろゆき)

※このコーナーで弁護士に聞いてみたいことがありましたら、裏面の連絡先までお寄せください。



笠原輔弁護士がこっそり教える「先生の専門分野は何ですか？」

新人秘書:ところで、先生って専門は何なんですか？

弁護士:特に何が専門ということはないよ。

新人秘書:先生！専門分野が無いなんてそんなことで大丈夫なんですか？！

弁護士:うーん、今の広島では、特定の分野の専門というわけではなくて、大抵の分野は取り扱う弁護士が多いと思うんだけどな。

新人秘書:お医者さんは外科とか内科とか分かれてるんですから、弁護士も専門分野ごとに分かれて、スキルを高めていくべきじゃないですか？！

弁護士:でも、インフルエンザ専門の内科とか、骨折専門の整形外科とかは聞いたことないよ。どこまで細かく専門に分かれるのが適切かは、職業ごとによく考える必要があるんじゃないかな。

新人秘書:うう…。

弁護士:まあまあ、確かに、特定の分野だけをやるのなら、その分野についてはマイナーな法律や判例等の知識も習得しやすくはなるだろうね。

新人秘書:そうそう！！そのとおりですよ♪

弁護士:でもね。マイナーな知識は、そもそも活用できる場面が少ないからマイナーなんだよね。裁判ではマイナーな知識を単純に披露してそれで勝てることは少ないと思うよ。

新人秘書:法律や判例をたくさん知ってる以外にも重要なことがあるってことですか？

弁護士:そうだね。「どのような事実を法的に意味のある事実として拾い上げるか」、「どのように証拠を積み上げて事実を立証するか」、「立証する事実をどのように法的に構成するか」、ということも重要だね。こういうのは、複数の分野にある程度共通するベーシックなスキルというか、知恵のような側面もあるんじゃないかな。

新人秘書:なるほど。

弁護士:もちろん、多くの弁護士が習得していないような知識が必要となるマイナーな分野も、確かにあるよ。何でもできるようになるのは無理だとしても、弁護士としてスキルを高めていくために、どこまで取り扱い分野を絞る必要があるのかは、よく考える必要があると思う。やることを絞ればそれでいい仕事ができるという単純な話ではないよ。「メニューが豊富な飲食店よりもメニューを絞ってる飲食店の方がおいしい」なんて単純な法則は成り立たないよね？

新人秘書:お腹すいたので、メニューが豊富でおいしいお店でご飯食べてきます！！



弁護士 笠原 輔
(かさはら たすく)

第14回企業法務セミナー報告「企業におけるメンタルヘルス対策とマイナンバー制度の対応について」



2015年7月23日、山下江法律事務所主催第14回企業法務セミナー「企業におけるメンタルヘルス対策とマイナンバー制度の対応について」を、当事務所の業務提携先であるフクシマ社会保険労務士法人の福島省三先生を講師にお招きして開催しました。

おかげさまで55名の参加者様を迎え、「大変参考になった」「他のセミナーで聞けなかったこ

とを知ることができた」「セミナーをきっかけに社内準備を進めたい」と高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、当事務所の弁護士・秘書との交流が深まり、こちらも大いに盛り上がりました。

次回は11月26日です。詳細は本紙4ページをご覧ください。





弁護士 ON・OFF

第 29 回

弁護士 城 昌志

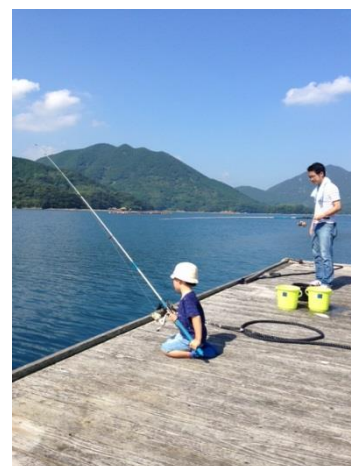
今年の夏は、転勤で五島列島に行った大学時代の同級生に会いがてら、友人家族と一緒に五島列島に行ってきました。五島は五島うどん、五島牛といったおいしい食べ物や多くの教会、きれいなビーチがあり、夏を満喫させてくれるスポットです。

また、釣りも非常に盛んなようですが、釣り初心者の私は本格的な釣りは断念し、子どもと一緒に筏釣りの体験をさせていただきました。湾に浮かんだ大きめの筏まで船で移動し、筏の上から釣りをを行うため、小さな子どもでも気軽に釣りを楽しむことができました。自分達で釣った魚を刺身で食べられるお店等はないか尋ねたところ、船長さんが自宅で魚を捌いて刺身を食べさせてくれるという非常にありがたい申し出をいただき、おいしく釣った魚を食べさせていただきました。島の方達の

温かさに感謝一杯です。

宿泊した宿はエアコンが壊れるというトラブルがあったものの、そのお陰でだいぶ広い部屋にサービスで変更してもらえたためかえって快適にすごせました。

お陰様でフレッシュささせていただきましたので、これからまた元気に仕事に励んで行こうと思っています。



五島で筏釣り体験

事務局コラム 第 29 回 「20 周年」

M. S

先日、事務所創立 20 周年記念パーティーが所員の家族も招待して盛大に開催されました。所長挨拶では、創業からの歩みを振り返り、所員と家族間の親睦の強化、所長の思いやこだわりを共有することができました。

続いて、社歌を歌っている広島出身で歌手や女優として活躍中の香音さんをスペシャルゲストに迎え、ライブが行われました。社歌はもちろん、明るく軽快な曲から洋楽や懐かしの歌謡曲まで、力強くそしてしっとりとした歌声が会場中を包み、手拍子も起こる中、楽しい時間が流れていきました。

和やかな歓談の中で、お楽しみ抽選会に移りました。有名ホテルの食事券や家電製品など豪華商品を求めて、名前が呼ばれる度に歓声が起こりました。

高級肉の抽選では一番の歓声が沸き上がり、パーティーは最高潮に。

そして、新メンバーの紹介や所員から所長へサプライズで花束贈呈が行われました。軽妙な司会進行もあり、大いに盛り上がった 2 時間となりました。

新たな躍進のため、変革に取り組む組織基盤作りが進む中、一体感を高め、未来に向けて気持ちを新たにすることができました。



会場内



記念品のカステラ



事務局通信

◆おかげさまで創立20周年を迎えました！！

7月11日に当事務所は創立20周年を迎えました。皆様のご支援とご厚情に深く感謝申し上げます。所員一同心を新たにし、依頼者様に寄り添い、共に解決を目指すため、より一層の努力をする所存です。

☞山下江のブログ 7/12・8/4・8/5をご参照ください。

◆第15回企業法務セミナー・懇親会のご案内

当セミナー参加者は、1ヶ月以内に1時間の無料



法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。

※懇親会も同時開催！

平成27年11月26日(木)

《セミナー》18:30～19:30

《懇親会》19:30～21:00

講師 弁護士 笠原輔

“パート、派遣等非正規社員の雇用の注意点”

会場:TOWANI(中区上八丁堀 4-1)

受講料:顧問会社様 1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 6,000円

(セミナーのみ参加 顧問会社様 無料、

一般 1名様につき 3,000円)

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆YouTube チャンネルを開設しました！

山下江法律事務所 YouTube チャンネルを開設しました。弁護士・相続アドバイザーの挨拶動画などを公開しています。ぜひご覧ください。

☞山下江のブログ 6/17をご参照ください。



◆企業法務の初回無料相談実施中！

創立20周年を記念して、7月1日～10月31日までの期間、企業法務に関する



ご相談について初回無料で行っていきます。※個人に関するご相談については全て無料で実施中です。☞山下江のブログ 7/1をご参照ください。

◆日本マイクロソフト社から取材を受けました



日本マイクロソフト社から、同社のクラウドシステム導入の先進事例として取材を受けました。

☞山下江のブログ 7/3をご参照ください。

◆相続アドバイザーの記事掲載<CHIC>

毎月15日に開催中の『ワンドット相続セミナー&相談会』で講師を務める相続アドバイザー今井絵美が、50代からを愉むこだわりライフマガジン<CHIC>の特集に記事を寄稿しました。☞相続アドバイザーブログ「はなまるエンディングプラン」で情報を発信中。



◆リフレッシュ瀬戸内(海浜清掃ボランティア)参加

倉橋島の大浦崎海岸にて、呉市主催の「リフレッシュ瀬戸内」(海浜清掃のボランティア)があり、当事務所から7名が参加しました！

☞山下江のブログ 7/7をご参照ください。



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652 / E-MAIL：info@law-yamashita.com

予約電話受付：平日 9時～19時、土曜 10時～17時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜 10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。